

緑区役所庁舎内における直売所運営主体募集要領

1 趣旨

緑区は田の面積が市内2位(2015年農林業センサスより)である等、市内でも農業の盛んな地域です。地産地消の一層の推進を図るために、現在、とれたてみどり地産地消推進事業の一環として、緑区役所庁舎内に地元の農産物を販売する直売所を設置し運営しており、平成29年7月から新たに直売所を運営する法人を募集します。

2 設置場所及び条件

(1) 設置場所

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地 緑区役所庁舎ピロティアー又は1階エレベーター前(緑区と運営主体が協議の上、変更することがあります。)(図面資料別添)

(2) 使用可能面積

約10㎡(準備も含む。)

なお、販売必要物品置場は別途準備します。

3 応募資格

(1) 横浜市内で法人として1年以上の障害福祉に関する活動実績がある法人

(2) ただし、次に該当する法人は除きます。

ア 政治的な目的のために結成されたもの

イ 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団経営支配法人等

4 業務の内容

次のとおり直売所の運営を行います。

(1) 営業日時

ア 営業日は、緑区役所開庁日の平日週2日以上(原則火曜日、木曜日)とし、曜日を固定することとします。また、営業日は、緑区役所庁舎ピロティアーにおける「みどり地場野菜の直売会」(共催:JA横浜野菜部新治支部)の開催日(5・6・7・10・11・12月の各月1回を予定)に配慮して設定します。

イ 営業時間は準備・片付けを含め、8時45分から17時の間とします。

この時間の範囲内で、できるだけ長い時間営業することが望ましいです。

ウ ア・イの規定に関わらず、野菜の入荷状況等に応じて販売を休業することがあります。また、緑区と運営主体が協議の上、営業日時を変更することができます。

(2) 人員体制

毎営業日、店長1名、障害者店員2名以上とします。

(3) 業務内容

ア とれたてみどり生産者の会(緑区役所庁舎内における直売所の納品者組織)(以下、「生産者の会」という。)と販売委託の調整

イ 生産者の会に属する農家が配送した農産物を受領

・必ず書面等により納品確認を行うこと。

・受領は8時45分から開始すること。

ウ 生産者の会に属する農家が生産した農産物の陳列・販売
・生産者の会に属する農家が指定した金額で販売すること。

エ 農家毎の売上計算・精算

オ その他、直売所運営に必要な事項

(4) その他

ア 緑区の地産地消の推進を図るため、区内外問わず他の場所での販売をお願いすることがあります。

イ 生産者の会と緑区とで行われる会議（2ヶ月に1回程度を予定）に出席し、売上状況や運営上の課題等を報告していただきます。

5 期間

開店した日からその年度の末日までとしますが、継続的に運営することが望ましいため、緑区もしくは運営主体より終了の申出がない場合は、1年間期間を延長できるものとし、以後同様とします。

なお、開店は、緑区と本事業に関する覚書を締結後、遅くとも平成29年7月4日までに行うこととします。

6 店舗運営条件等

運営主体は、次の各号に掲げる要件を遵守するものとします。

- (1) 販売を行う際は運営主体名を表示し、運営の再委託、店舗の再貸付等を行わないこと。
- (2) 障害者の就労支援に熱意を有し、障害者の援助を適切にできる店長を置くこと。
- (3) 緑区に毎月、運営状況等に関する報告を行うこと。
- (4) 採算性を考慮し、期間中継続的に運営すること。
- (5) 生産者の会から納品される市内産農産物以外の農産物は販売しないこと。ただし、本事業の趣旨に反しない範囲であれば、物販や展示等の実施、運営主体のPRをすることも可とするが、実施にあたっては、事前に、緑区と協議・調整をすること。
- (6) 本事業のPR等のために第2条第1項第1号に規定する設置場所以外の使用を希望する場合は、事前に緑区と協議・調整をすること。
- (7) 第2条第1項第1号に規定する設置場所の他、本事業を実施するために使用した場所については、毎回清掃を行うこと。
- (8) 納品される野菜等の特徴や調理方法等の問い合わせに対応すること。
- (9) 本事業の目的を踏まえて、地産地消の更なるPRができるような取組を行うこと。

7 経費負担等について

- (1) 次の経費については運営主体が負担します。
 - ア 営業開始及び営業に伴う諸経費、ただし7(2)の経費を除く。
 - イ その他（ゴミ処理費※等）

※ ゴミ処理に関しては、運営主体側で業者との契約を行う必要があります。
- (2) 直売所開設に必要な次の物品については、緑区が用意します。
 - ア 机（必要数）
 - イ 椅子（必要数）
 - ウ レジスター（1台）

- エ コンテナ（必要数）
- オ 買い物かご（必要数）、買い物かご置台
- カ のぼり旗
- オ 台車（1台）
- カ 掃除用品（ほうき・ちりとり）

※ 必要数については、緑区と運営主体が協議の上、決定します。

- (3) 運営主体には、販売手数料として委託農家から売り上げの10%が支払われる予定です。詳細は、運営主体と生産者の会との協議により決まります。

8 公募説明会

(1) 公募説明会

次のとおり公募説明会を実施します。公募説明会では現地見学も併せて行います。

- ア 日時
平成29年4月27日（木）10時から11時
- イ 場所
緑区役所2階 会議室2A
- ウ 参加人数
各法人2人以上とします。

(2) 留意事項

- ・公募説明会当日、法人職員であることを証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。
- ・現在直売所で使用している機器・備品等は現地見学で直接御確認ください。機器・備品等の性能・大きさ・個数等については目視により確認するものとし、質問は受け付けません。

9 質問及び回答

本事業及び本要領等の内容について質問がある場合は、次により質問書（手続き関係様式1）の提出をお願いします。質問内容及び回答は、質問者の個人情報を除き、緑区ホームページに公表します。質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

また、質問への回答は本要領と一体のものとして要領と同等の効力を有するものとし、

(1) 受付日時

平成29年4月27日（木）から平成29年5月10日（水） 平日8時45分から17時（必着）

(2) 提出先

FAX 045-930-2209

Eメール md-kikaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

FAX又はEメールに添付して提出してください。

なお、電話で到着確認をしてください。

※ 確認先：緑区区政推進課企画調整係（担当：高群、昆野 電話：045-930-2228）

提出書類の到着確認を除き、電話での問い合わせには一切応じられませんので、御注意ください。

(4) 回答期日

平成29年5月18日（木）までに緑区ホームページにおいて回答します。

10 申請書等の提出

(1) 提出書類

ア 直売所に関する書類

(ア) 緑区役所庁舎内における直売所設置運営申請書（第1号様式）（実施要綱第4条第1項）

(イ) 法人概要（添付資料1）

※ 法人のパンフレットや会社案内等、活動内容が分かる書類があれば、添付すること。

(ウ) 事業企画書（添付資料2）

イ 法人に関する書類

(ア) 定款、寄付行為、その他これらに関する書類

(イ) 登記簿謄本

(ウ) 過去3年間について以下の書類

※ 法人格取得後3年間を経っていない場合は、用意できる年数分の書類

【会社の場合】

(ウ)-①貸借対照表及び主要科目の内訳明細書

(ウ)-②損益計算書

(ウ)-③役員名簿・組織図

【会社以外の場合】

(ウ)-①収支計算書

(ウ)-②貸借対照表及び科目内訳書

(ウ)-③役員名簿・組織図

(2) 提出部数

原本1部 + 写し8部

(3) 受付日時

平成29年5月19日（金）から平成29年5月30日（火） 平日8時45分から17時（必着）

(4) 提出先

緑区区政推進課企画調整係（窓口：4階42番窓口 担当：高群、昆野）

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

(5) 提出方法

持参又は郵送

ただし、郵送の場合は平成29年5月30日（火）17時までの必着とし、電話で到着確認をしてください。

※ 確認先：緑区区政推進課企画調整係（担当：高群、昆野 電話045-930-2228）

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出等にかかる一切の費用は申請者の負担とします。

イ 無効となる申請書等

(ア) 応募資格確認の結果、資格を有することが認められなかった者・団体から提出されたもの

(イ) 申請書等の提出について、10(1)から(5)に規定した要件に適合しないもの

(ウ) 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 故意に虚偽の内容を記載したもの

ウ 提出された申請書等は、公平性、透明性に期すために「横浜市個人情報の保護に関する条例」

「横浜市の有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

エ 提出された申請書等は、運営主体候補者の選定を行うため又は 10(6)ウに規定した公開等の際に、複製を作成することがあります。

オ 申請書等の提出後に、緑区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

カ 提出書類は返却しません。

キ 提出書類において使用する言語は日本語とします。

11 選定方法

- (1) 別紙1 緑区役所庁舎内における直売所運営主体選定 審査基準に則り、緑区役所庁舎内における直売所運営主体選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、応募法人の中から本業務を最も効果的に達成できると認められる法人を運営主体候補者として選定します。
- (2) 選定委員会委員は別紙2のとおりです。
- (3) 申請書等提出後、平成29年6月5日（月）午後（予定）に選定委員会によるヒアリングを実施します。時間や場所等の詳細については申請後に御連絡します。
- (4) 選定にあたっては、評価点数の6割を最低基準とし、最低基準に満たない場合は選定されません。
- (5) 応募法人が1法人のみの場合であっても、選定委員会によるヒアリング及び審査を実施します。また、最低基準に満たない場合は、応募法人が1法人のみの場合であっても、運営主体として選定せず、再度公募を行うことがあります。
- (6) 評点が同点の法人があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。
- (7) 申請書等を提出した法人には、平成29年6月8日（木）までに結果通知書（第2号様式）（実施要綱第4条第3項）を郵送します。
- (8) 候補者の選定後、選定結果について、緑区ホームページにおいて公表します。

12 留意事項

(1) 募集要領の承諾

応募法人は申請書等の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(3) 応募内容の追加・変更の禁止

提出された申請書等の内容を追加・変更することはできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 法人職員以外の者による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募法人の職員以外の者が以下の行為を行うことを禁止します。

ア 公募説明会への代理出席

イ 申請書等の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

(5) 応募者の失格

本要領に定める手続きを遵守しない場合、失格となる場合があります。

(6) 覚書の締結

緑区は運営主体候補者と細目の協議を行い、協議成立後、覚書を締結します。運営主体候補者との協議が成立しない場合は、次点候補者と協議を行います。次点候補者がいない場合は、再度公募を行

うことがあります。

なお、業務内容・仕様等は覚書の締結段階において若干の修正を行うことがあります。

また、委託農家との調整により提出された事業企画内容に変更が生じることがあります。

13 スケジュール

日にち	スケジュール
平成 29 年 4 月 10 日 (月)	応募要領等の公表
平成 29 年 4 月 27 日 (木)	公募説明会の実施 質問受付開始
平成 29 年 5 月 10 日 (水)	質問受付〆切
平成 29 年 5 月 18 日 (木)	質問の回答期日
平成 29 年 5 月 19 日 (金)	公募開始
平成 29 年 5 月 30 日 (火)	公募〆切
平成 29 年 6 月 5 日 (月)	選定委員会の実施
平成 29 年 6 月 8 日 (木)	選定結果通知 ※通知後、緑区との協議、とれたてみどり生産者の会との協議、現運営団体からの引継ぎ等を行っていただきます。
平成 29 年 7 月 4 日 (火)	販売開始

(手続き関係様式1)

平成 年 月 日

緑 区 長

所在地〒

法人名

代表者職名及び氏名

印

質 問 書

業務名：緑区役所庁舎内における直売所運営事業

質 問 事 項

担当部署

担当者氏名

電話

FAX

Eメール

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

年 月 日

（申請先）

緑 区 長

（申請者）

所在地〒

法人名

代表者職名及び氏名

㊞

緑区役所庁舎内における直売所設置運営申請書

次により、緑区役所庁舎内における直売所の運営を行いたく関係書類を添えて申請します。

1 申請理由

2 添付資料

- (1) 法人概要
- (2) 事業企画書
- (3) 定款、寄付行為、その他これらに関する書類
- (4) 登記簿謄本
- (5) 過去3年間について以下の書類

※ 法人格取得後3年間を経っていない場合は、用意できる年数分の書類

【会社の場合】

- ア 貸借対照表及び主要科目の内訳明細書
- イ 損益計算書
- ウ 役員名簿・組織図

【会社以外の場合】

- ア 収支計算書
- イ 貸借対照表及び科目内訳書
- ウ 役員名簿・組織図

添付資料 1

法人概要

法人名	(ふりがな)			
法人の所在地	〒			
代表者職名及び氏名	職名		氏名	(ふりがな)
連絡担当者及び連絡先 ※右の連絡手段がない場合は、 空欄にしてください。	氏名		(ふりがな)	
	連絡 手段	電話		FAX
		Eメール		
法人の設立年月	年 月			
法人の職員数	常勤： 人		非常勤： 人	
現在の主な活動内容				
これまでの活動実績 ※特に障害福祉に関する活動 について記載してください。 また、定期的な物販活動を行っ ている場合は、当該活動におけ る障害者の役割分担を必ず明 記してください。				

(注1) 現在の主な活動内容やこれまでの活動実績については、既存の法人パンフレット等を添付していただいても構いません。また本様式に記載しきれない場合は、別紙に記載していただいても構いません。

(注2) 法人のパンフレットや会社案内等、活動内容が分かる書類があれば添付してください。

事業企画書

1 直売所運営にあたっての体制について

(1) 直売所運営に携わる全ての職員（障害者店員を除く）の経歴等について

※ 履歴書を添付していただいても結構です。

※ 記載欄が不足する場合は、欄の追加又は別紙に記載してください。

1	(氏名)	(役職)
	(経歴)	
	(資格・特技)	
2	(氏名)	(役職)
	(経歴)	
	(資格・特技)	
3	(氏名)	(役職)
	(経歴)	
	(資格・特技)	

4	(氏名)	(役職)
	(経歴)	
	(資格・特技)	
5	(氏名)	(役職)
	(経歴)	
	(資格・特技)	

(2) 直売所運営に携わる店員の配置数^{※1}及び総数^{※2}について

※1 配置数：直売所に配置する法人として決めた1回あたりの最低配置人数

※2 総数：直売所運営に携わる全ての店員の人数

配置数	人 (内、障害者店員 人)
総数	人 (内、障害者店員 人)

(3) 障害者店員の業務内容及び業務支援についての考え方

※ 別紙に記載していただいても構いません。

2 本事業実施にあたっての工夫・取組について

次の3つの項目を盛り込みながら、本事業実施にあたっての工夫・取組について記載してください。

- (1) 顧客（市民）へ地産地消を推進するための工夫・取組等
- (2) 直売所を維持するための工夫・取組等（売上向上や継続的な人員体制の確保に向けた工夫等）
- (3) 農産物の販売の他に実施したい取組等（物販、展示など）

※ 別紙に記載していただいても構いません。

（法人名）
（代表者職名及び氏名） 様

緑 区 長

結 果 通 知 書

貴者から提出のあった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：緑区役所庁舎内における直売所運営事業

結果①：最適であると特定しました。
今後の手続き等につきましては、別途連絡します。

結果②：下記の理由により特定しませんでした。
理由：××のため

結果①又は結果②の
いずれかを通知しま
す。

※ 上記理由について説明を希望される方は、平成 年 月 日までに緑区区政推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

担当部署
担当者氏名
電話
FAX
Eメール

参 考

現在の1日のタイムスケジュールについて

8:45	集合
8:50	農産物の荷受け①（受領書の作成）
9:00～	店舗設営、販売準備
9:20	農産物の荷受け②（受領書の作成）
9:30～	陳列・販売準備 <ul style="list-style-type: none"> ・納品リストを見ながら、各野菜の納品数を確認し、値札シールを貼付 ・生産者や商品名、調理上のアドバイスを準備し、一緒に掲示
10:00～	開店 <ul style="list-style-type: none"> ・初めて納品される野菜等があれば、農家の方に電話し野菜の特徴や調理方法を聞く。もしくは、インターネットでレシピ等を調べる ・飲食店からの注文を電話で受け、配達
11:30～	自主製品であるお弁当や総菜納品、販売開始 交代で昼休憩を開始
14:00～	閉店、後片付け <ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・会計のチェックを行う
14:30～	退所

平成28年度 とれたてみどり直売所売上推移（野菜のみ）

	営業回数（回）	売上総額（円）	平均売上総額（円）	平均来客数（人）
4月	4	176,270	44,068	92
5月	7	320,370	45,767	132
6月	9	512,040	56,893	124
7月	8	445,480	55,685	146
8月	4	131,320	32,830	105
9月	6	127,650	21,275	91
10月	8	283,870	35,484	107
11月	8	342,580	42,823	112
12月	8	319,700	39,963	106
1月	7	240,810	34,401	102
2月	8	250,900	31,363	103
3月	9	233,830	25,981	89

緑区役所庁舎内における直売所運営主体選定 審査基準

●評価:A(5点)、B(4点)、C(3点)、D(2点)、E(0点)

1 直売所の運営体制について	A	B	C	D	E	評価点数	最高点
これまでに本事業に類似する事業実績があるか。	5	4	3	2	0		15
障害者店員の業務内容や業務支援等は障害の特性に配慮したものとなっているか。	5	4	3	2	0		
直売所を安定的・継続的に運営できる体制が整っているか。	5	4	3	2	0		
自由記入欄(何かお気づきの点などがございましたら、自由にお書きください。)							

2 本事業実施にあたっての工夫・取組について	A	B	C	D	E	評価点数	最高点
顧客(市民)への地産地消を推進するための工夫・取組が図られているか。	5	4	3	2	0		15
直売所を維持するための、工夫・取組が図られているか。	5	4	3	2	0		
農産物販売の他の取組は、売上・集客向上等直売所の運営に寄与することが期待できるか。	5	4	3	2	0		
自由記入欄(何かお気づきの点などがございましたら、自由にお書きください。)							

3 特記事項
募集要領に示した業務内容や運営条件等を遵守できないおそれがあると考えられる場合には、その理由をご記入ください。

合計 (最高点:30点)

別紙2

緑区役所庁舎内における直売所運営主体選定委員会委員

委員	
委員長	緑区副区長
	緑区総務課長
	緑区区政推進課長
	緑区高齢・障害支援課長
	北部農政事務所長
	健康福祉局障害企画課長

別添 緑区役所庁舎1階図面

